



派遣労働者の「同一労働・同一賃金」への対応実務

働き方改革の一環として2020年4月より施行が決まっている同一労働同一賃金。これに合わせて労働者派遣法も改正されます。派遣元の会社は、派遣先の職場で同じ仕事をしている社員に合わせて2つの方式から自社の派遣スタッフを待遇することが求められます。この法改正に向けてすでに準備を進めている派遣会社がある一方で、認知度が非常に低いために『制度の概要が良く分からない』、『改正内容を全く知らない』という状況の下で手付かずの会社がほとんどの状態です。本セミナーでは、改正法の概要から2つの方式、業界のおおまかな流れなどの潮流を確認した上で、同一労働同一賃金に対応した賃金決定方法、賞与や退職金の決め方、福利厚生まで。何から始めて、何に注意してどのように取り組むべきか、残り2ヶ月強の時間の中でやるべきことをピンポイントで分かりやすく解説致します。また、派遣社員を受け入れている会社や、新たに派遣社員の活用を検討中の企業でも、派遣契約を締結するに当たり、比較対象労働者の賃金に関する情報を書面で通知することが法律上の義務となるなど法改正への対応が求められます。

講師： 社会保険労務士 佐藤 秀樹 氏

佐藤 秀樹(さとう ひでき) 昭和43年12月・香川県生まれ。金融機関、貿易会社勤務を経て、平成10年に社会保険労務士佐藤秀樹事務所を開所。賃金体系、人事評価制度、労務管理制度の策定から定着まで、数多くの実績を持ち、経営者の視点からとらえた独自の成果直結型賃金体系、人事評価システムの定着・運営については高い評価を得ている。各公的機関のアドバイザーも努めており、銀行等の金融機関や商工会議所、経営者協会で講演活動を行うなど多方面で活躍している。

講座 内容	① 働き方改革における同一労働同一賃金とは	② 派遣法改正の概要
	③ 派遣先均等・均衡方式と労使協定方式とは	④ それぞれの導入手順 etc

※ 参加特典として、労使協定方式に対応した“基準賃金チェックツール2020”(Excel版)をDateで進呈します。

日時 令和2年1月16日(木) 13:30~16:00 2階202会議室(定員35名)

場所 穴吹学園ホール [旧:高松テルサ] (高松市屋島西町2366番地1)

受講料 10,000円(一般) 5,000円(顧問先)

☆ 申込方法 下記申込書に記入の上、FAXにてお申し込みください。お申し込み後、受講料は、セミナー開催日の前日までに下記指定口座にお振込みください。なお、振込手数料は各自ご負担ください。やむを得ず、当日、現金で持参される場合は釣り銭の無いようお願いします。

振込先：百十四銀行 本店 普通預金 NO. 3252761
口座名義：一般社団法人 あさひ経営 代表理事 佐藤秀樹

また、納入いただいた受講料は、お返しいたしませんので予めご了承ください。

☆ 申込先 一般社団法人 あさひ経営 〒760-0079 香川県高松市松縄町34番地3
TEL. (087) 813-0813 / FAX. (087) 812-0877 担当：小笠原

☆ 締切 令和2年1月14日(火曜日) 但し、定員に達し次第締め切ります。



FAX: (087) 812 - 0877 (切り取らずにA4サイズのままFAX送信して下さい。)

『派遣労働者の「同一労働・同一賃金」への対応実務』 受講申込書

会社名	受講者名	役職	ご芳名
所在地 〒 -			
電話番号	FAX	E-mail	
この講座を知ったきっかけは？	DM ・ 顧問先 ・ FAX ・ その他(具体的に)		

◎ 受講料：@ 円× 人=計 円を、() 月 日に振り込みます。() 当日、現金で持参します。

※ご記入いただいた情報は当該セミナーに関する連絡・記録のために使用いたします。また、各種情報提供のために使用場合があります。